

第1部 序 説

第1部 序 説

第1章 環境保全対策の総合的推進

第1節 環境基本条例の推進

平成5年11月、「環境基本法」（平成5年法律第91号）が制定されたことに鑑み、本県においても、公害の防止や生活環境の保全に加えて、地球環境問題などに対し積極的に対応するとともに、健康に良い豊かで快適な環境の保全及び創出を図るため、「岐阜県環境基本条例」を平成7年3月23日に制定し、同年4月1日から施行している。

【岐阜県環境基本条例の特色】

- 1 公害の防止のほか、地球環境など環境施策の総合的な推進
- 2 健康に良い水環境等快適環境の積極的な創出
- 3 県民環境の日、清流月間、環境総括責任者の設置など県民総参加による取組
- 4 環境教育・学習及び環境保全活動の自発的・積極的推進
- 5 環境基本計画の策定など総合的・計画的な推進

引き続き「岐阜県環境基本条例」に盛り込まれた各種施策、県民環境の日の普及、環境影響評価の推進、環境教育・学習の充実等に努める。

第2節 環境基本計画の推進

1 策定の背景

本県では、平成7年3月に制定した「岐阜県環境基本条例」に基づき、平成8年3月に「岐阜県環境基本計画」（以下「環境基本計画」という。）を策定して以降、平成13年（第2次）、平成18年（第3次）、平成23年（第4次）、平成28年（第5次）及び令和3年（第6次）と5年毎に環境基本計画の策定を行い、計画に基づき環境の保全及び創出に関する取組を推進している。

平成28年3月に策定した第5次環境基本計画では、「新たな世代へと守り育てる『清流の国ぎふ』づくり」を基本理念として掲げ、「環境に配慮する持続可能な仕組みを創る」及び「豊かで美しい環境を守り伝える人を育てる」の2つを基本目標とし、令和2年度までの5年間を対象に、『清流の国ぎふ』を未来につなぐ人づくり」「地球温暖化を防止する」「資源が循環される社会を築く」「ふるさとの自然を守り共生する」「安全で健やかな生活環境で暮らす」の5つの基本方針について、取組を行った。

第5次環境基本計画の計画期間においては、平成27年9月にアメリカで開催された国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2020アジェンダ」に盛り込まれた国際目標であるSDGsが世界的な潮流となり、国においても内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「SDGs 推進本部」が設置されている。

また、地球規模での気候変動による影響が様々な領域において顕在化しており、気候変動問題に関する国際的な枠組みを定めた「パリ協定」の合意（2015年）など国際社会が取組を進める中、令和2年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行が世界規模で拡大し、令和2年3月には世界保健機関（WHO）によってパンデミック（世界的な大流行）の状態にあると表明されるなど、人類史上未曾有の危機となっており、世界各国がウィズコロナ、アフターコロナ時代の「新たな日常」を模索している状況にあった。

こうした新たな課題や社会情勢の変化などに対応し、本県における豊かで快適な環境を実現する施策の基本方針とするため、令和3年3月に現行の環境基本計画（第6次）の策定を行った。

2 第6次環境基本計画の概要

(1) 基本理念

自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

コロナ危機を踏まえ、「自然と人との共生」の重要性を再認識するとともに、世界の持続可能性を追求するSDGsが一層重みを増している。

本県は豊かな地域資源に恵まれており、こうした地域資源を後世に伝えると同時にその魅力を最大限活かした自律的な好循環を生み出すことにより、SDGsと軌を一にする「持続可能な『清流の国ぎふ』づくり」を目指す。

(2) 目指すべき将来像（ぎふエコビジョン2030）と基本施策

2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会ぎふ」を実現するという大きな目標を掲げた上で、SDGsの目標年次である2030年において、本県が目指すべき将来像を「ぎふエコビジョン2030」として描き、それを達成するために取り組むべき基本施策を定めた。

〈目指すべき将来像〉

- 1 「脱炭素社会ぎふ」の実現に向け、地球温暖化に対する緩和策と適応策が着実に進展し、気候変動の影響が最小化されている。
- 2 3R（ごみ発生抑制・再使用・再生利用）の意識が浸透し、資源循環型社会が形成されている。
- 3 豊かな自然環境が保全されるとともに、持続的に活用されている。
- 4 県民すべてが安全・安心で健康的な生活が送れる環境が確保されている。
- 5 県民一人ひとりや各事業者に環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドが根付いている。

(3) 基本施策

○基本施策1 「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応

- (1) 温暖化対策の推進
- (2) 気候変動への適応

○基本施策2 資源循環型社会の形成

- (1) 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進
- (2) 不適正処理対策の徹底
- (3) 災害廃棄物・感染症への備え

○基本施策3 美しく豊かな環境との共生

- (1) 地域循環共生圏の創出支援
- (2) 自然環境の保全及び活用
- (3) 生物多様性の保全

○基本施策4 安全・安心な生活環境の確保

- (1) 水及び土壌の汚染防止
- (2) 大気環境の保全

○基本施策5 未来につながる人づくりとライフスタイルの変容

- (1) 多様な主体間の連携による人づくり
- (2) 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマインドへの変容

(4) 取組方針

基本施策の推進とそれに基づく各施策の展開にあたっては、「地域づくり」と「人づくり」を両輪に、以下の2つの方針に基づき取組を行う。

○方針1 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）

国の第5次環境基本計画においてSDGsを地域で実践するためのビジョンとして示されている「地域循環共生圏」の創造に向け、環境と経済、社会の統合的向上を目指し分野横断的な取組を進める。

○方針2 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につながる人づくり

地域づくりの根幹は人づくりとの認識に立って、「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持つ地域の担い手を将来にわたって確保するとともに、環境との共生に配慮したライフスタイルがあまねく行きわたるよう人づくりを進める。

第3節 他の基本計画等に基づく施策の推進**1 地方公共団体実行計画等に基づく地球温暖化対策の推進＜省エネ・再エネ社会推進課＞**

県は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）に基づく地方公共団体実行計画区域施策編及び「気候変動適応法」（以下「適応法」という。）に基づく地域気候変動適応計画として、「岐阜県地球温暖化防止・気候変動適応計画」を令和3年3月に策定した。

令和4年9月には、「脱炭素社会ぎふ」の実現に向けた推進母体として、各業界団体の代表者や有識者、行政からなる「『脱炭素社会ぎふ』推進協議会」を設置し、同協議会において、削減目標や施策の検討を行い、令和5年3月に計画を改訂した。

本計画では、県内の温室効果ガス排出量について、2050年（令和32年）までに実質ゼロとする長期目標と2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比48%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくとの中期目標を掲げ、効率的・効果的なエネルギー利活用の推進やエネルギー利活用の最適化、低炭素な新しい生活様式への転換、移動・運搬手段の変革等温室効果ガスの排出削減に資する施策のほか、気候変動への適応に資する施策を推進している。

また、県は、温対法に基づく地方公共団体実行計画事務事業編として「岐阜県温室効果ガス排出抑制率先行実行計画」を令和3年5月に策定した。

本計画では、県が自らの事務及び事業から排出する温室効果ガス排出量について、2030年度（令和12年度）までに2013年度（平成25年度）比70%削減する目標を掲げ、県有施設の徹底的な省エネ、県有施設への再生可能エネルギー電力導入、公用車への次世代自動車の導入に関する施策を推進している。

2 第3次岐阜県廃棄物処理計画に基づく施策の推進＜廃棄物対策課＞

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第5条の5に基づく法定計画であるとともに、第6次環境基本計画の廃棄物分野に関する個別計画として位置付けられている。

本計画では、「資源循環型社会の形成」を基本方針とし、「廃棄物の排出抑制・循環的利用及び適正処理の推進」、「美しい生活環境の保全」、「災害・感染症・気候変動への備え」の3つを施策の柱に、循環型社会の着実な構築を目指す（図1-1-1）。

○ 計画期間

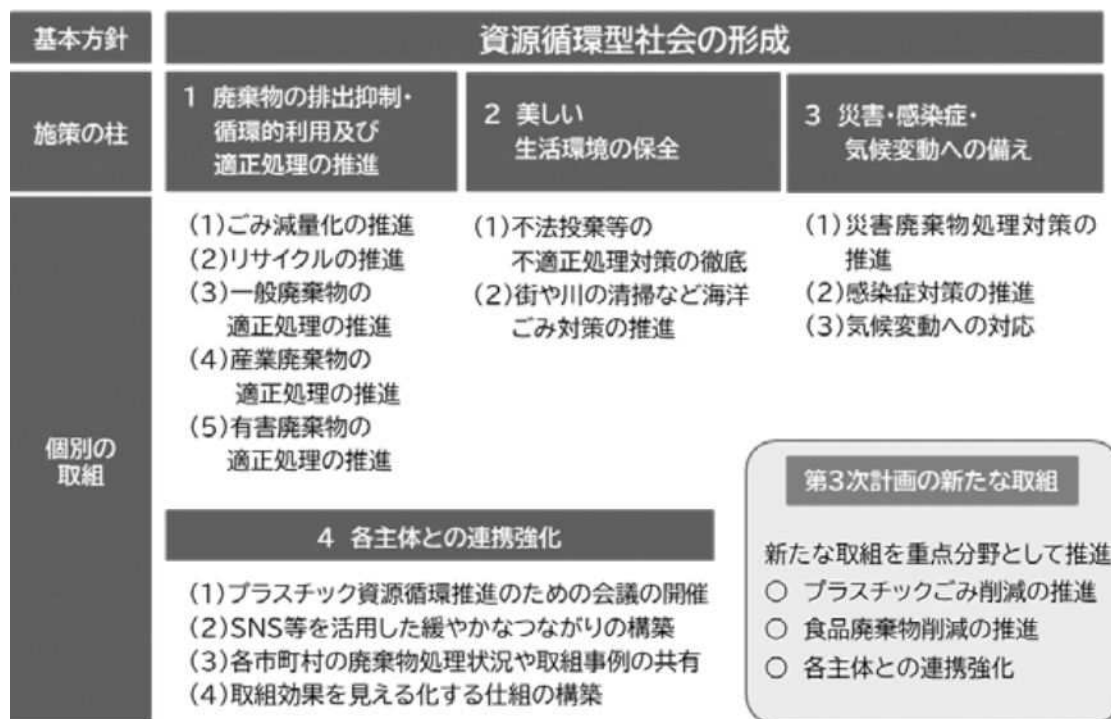
令和3年度～令和12年度（10年間）

※令和7年度に中間見直しを実施予定

○ 計画の対象

一般廃棄物及び産業廃棄物

図1-1-1 県が取り組む施策の体系



3 生物多様性ぎふ戦略に基づく施策の推進＜環境生活政策課＞

「生物多様性基本法」第13条に規定する地域戦略として、平成23年7月に「岐阜県の生物多様性を考える ―生物多様性ぎふ戦略の構築―」を策定、公表した。

策定に当たっては、県民の方々に生物多様性の概念やメカニズムをわかりやすく伝えるために、生物多様性ぎふ戦略を構築していく上で大切にすべき3つの視点

◆第1の視点「森・里・川・海のつながりを守る」

→ 生物多様性の保全のための視点

◆第2の視点「いのちを活かし、暮らしにつなぐ」

→ 生物多様性の持続可能な利用のための視点

◆第3の視点「ともに考え続ける」

→ 生物多様性の普及啓発や保全活動を広げるための視点

を抽出し、視点毎の目標として「10年後の目指すべき姿」とそれらの目標を実現するために必要な「施策」を示した。また、生物多様性の概念は、時とともに様々に変化するものであることから、「好ましい自然とは何か」を考え続けることが大切であると、施策を展開している。

平成28年度には、策定から5年が経過したことから、本県の自然を取り巻く状況の変化や県政の動向等を踏まえ、内容を見直した。見直しにあたっては、「清流の国ぎふ森林・環境基金事業」の導入（平成24年4月）、「清流の国ぎふ憲章」の策定（平成26年1月）、世界農業遺産「清流長良川の鮎」の認定（平成27年12月）等、県の施策を踏まえた。

4 第4期岐阜県森林づくり基本計画の推進

(1) 第4期岐阜県森林づくり基本計画に基づく施策の推進＜林政課＞

揺るぎない長期的展望と県民協働による持続的な森林づくりを基本理念とした「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、岐阜県議会の議決を経て、令和4年3月に「第4期岐阜県森林づくり基本計画（令和4年度～令和8年度）」を策定した。

本計画では、『清流の国ぎふ』の未来を支える森林づくり～森林を『守り』『活かし』『親しむ』魅力あふれるふるさとを目指して～を基本方針とし、これを実現するため、新たに「森林づくりの推進」、「林業・木材産業の振興」及び「森林の新たな価値の創造と山村地域の振興」の3つの施策区分により取り組むこととしている。

この「岐阜県森林づくり基本計画」に基づき、持続可能な森林づくりを目指し各種施策に取り組むとともに、これまで実施した施策の状況については報告書として取りまとめ、岐阜県議会への報告、公表を行った。

(2) 清流の国ぎふ森林・環境税を活用した施策の推進＜森林活用推進課＞

本県は、県土面積の81%（全国2位）が森林で形成される全国有数の森林県であり、また、豊かな森から生まれた清らかな水は、清流となって、県全土にわたり、太平洋と日本海に向かって流れている。

こうした森林や河川には、県土の保全、飲用水をはじめ農業・工業用水の水源、さらには生物多様性の維持、地球温暖化の防止など、県民の生活や地域の産業を支える様々な公益的機能を有している。

しかしながら、本県では、適切に管理されず荒廃した森林や野生動物による農作物被害、外来生物の繁殖、水環境の悪化などが問題となっている。

本県の恵まれた自然環境を保全・再生し、森林や河川の持つ公益的機能をより高める取組を早急かつ確実に進めて、これらの持つ公益的機能を県民が将来にわたり享受できるよう、「清流の国ぎふ森林・環境税」を平成24年度から導入し、5年ごとに見直しをしながら第1期（平成24年度～28年度）、第2期（平成29年度～令和3年度）と継続し、自然環境の保全・再生を県民全体で支えていく取組を進めてきた。その結果、緊急的な整備が必要な森林面積は縮小した一方、近年の集中豪雨の頻発など異常気象による災害の激甚化・頻発化への対応、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進、2050年カーボンニュートラルへの対応など、新たな課題が把握されたほか、自然環境の保全・再生には一定の時間が必要であることから、第3期（令和4年度～8年度）として、「豊かな森づくり」、「清らかな川づくり」、それを支える「人づくり・仕組みづくり」を進めるという従来からの方向性を維持しつつ、施策の見直しと新たな課題への対応を加え、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した取組を進めていくこととなった。

第3期では、「森林部門」、「環境部門」及び「共通部門」に整理し、森・川・海のつながりを通した施策を推進していく。

○森林部門

- ・環境保全林、里山林、観光景観林の整備
- ・脱炭素社会に貢献する森林づくり
- ・教育福祉関連施設の木造化・木質化、木製品の導入支援
- ・木質バイオマスの利用促進

- ・ ぎふ木育の推進
- ・ 森林空間活用の普及促進

○環境部門

- ・ 野生鳥獣の個体数管理
- ・ 自然生態系の保全・再生
- ・ 脱炭素社会ぎふづくりの推進

○共通部門

- ・ NPO団体等が実施する森づくり・川づくり活動の支援

